

重要事項説明書【(予防)短期入所生活介護】

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人 茅徳会 特別養護老人ホーム つるみね
所在地	神奈川県茅ヶ崎市西久保596番
介護保険事業所番号	1472401130号
管理者及び連絡先	熊本 さとみ 0467-82-9911

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	職員及び業務の管理等	1名
医 師	診察等	1名（常勤 名、非常勤 1名）
生活相談員	相談、サービスの調整等	1名（常勤 1名、非常勤 名）
介護職員	食事他の介護等	指定基準以上（3：1以上）
看護職員	健康管理等	1名以上（常勤換算で1名以上）
機能訓練指導員	日常生活動作の訓練等	1名（常勤 1名、非常勤 名）
管理栄養士	栄養管理等	1名（常勤 1名、非常勤 名）
事務担当職員	事務等	複数名

3 設備の概要

区 分	数 量	規 模	備 考
入居定員	20名		
居 室	個室	20室（1室14.6㎡）	
食 堂	2室		各ユニットにあります。
浴 室	複数室		大浴槽（1階） 個人浴槽（各ユニット毎） 特殊浴槽（1・2・3階）
便 所	20箇所		居室毎にあります。
洗面所	20箇所		居室毎にあります。
医 務 室	1室		1階にあります。
談 話 室	1室		1階にあります。
レクリエーション室	1室		2階にあります。

4 サービス内容

（介護保険適用サービス）

- ① 介 護 利用者の心身状況に応じて適切な方法により食事・排泄・入浴等の介助を行います。
- ② 日常生活上の世話 個人としての人権の擁護、虐待防止等を念頭に尊厳を配慮しながら、適切な整容等についてお世話をします。

- ③相談・援助 利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な助言、その他の援助を行うよう努めます。
- ④機能訓練 日常生活を通して利用者の状況に応じた機能訓練を行い、必要な機能を改善し身体機能の低下を防止するよう努めます。
- ⑤健康管理 看護師による日常の健康チェックをします。緊急に入院等必要な場合には、協力病院にて対応します。
- ⑥療養上の世話 教養娯楽設備を備え適宜レクリエーション等を行い、施設での生活を実りあるものとなるよう努めます。
- ⑦送 迎 入退所に際し、利用者の希望により自宅と施設の間を送迎します。

(介護保険適用外サービス)

- ① 居 住 ベッド・洗面・トイレ・洋服収納家具・テレビ台兼収納家具が付いた個室を提供します。
- ② 食 事 栄養と嗜好を考慮した食事を提供します。但し、嚥下機能の状態により食事形態を変更する場合があります。

5 利用料金

- ①利用者の方からいただく利用者負担金は、別表のとおりです。なお、介護保険の適用を受けるものの利用者負担金については厚生労働大臣の定める告示上の額です。また、介護保険の適用を受けないものの費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています。
- ②利用者負担金は、サービスを提供した翌月の15日までに請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。
 - A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回 27日に引き落とします。手数料のご負担はありません。）
 - B 現金払い（月末迄に事務までお支払い願います。）
 - C 銀行振り込み（月末迄に下記口座までお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。） 神奈川銀行茅ヶ崎支店 普通預金口座（口座番号 4239580）
口座名義 社会福祉法人 茅徳会 理事 塚本 玲三

6 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
 - ・全体窓口（連絡先）（電話）：0467-82-9911
 - ・連絡時間：午前9：00～午後5：00
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

(3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無 料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%	
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%	

7 サービス方針

①介護と生活の一体化

その人らしい生活様式や生活習慣など、人柄やこだわりを尊重した生活の場を提供します。

②自立支援

共同生活とプライバシーの調和に努める一方、趣味活動やレクリエーションへの参加を通じ、自己表現の意欲を高め、生きがいにつながる生活の場を提供します。

8 サービス利用に当たっての留意点

- ① 面会時間 午前10時～午後5時（感染予防の為できない時もあります。）
- ② 金銭・貴重品 お持ちにならないようお願い致します。
- ③ 外出 職員にお申し出下さい（身体状況等によりお断りする場合があります）
- ④ 飲酒・喫煙 飲酒・喫煙はご遠慮下さい。
- ⑤ 所持品 着替え1～2組（靴下、下着、パジャマも含む）洗面用具、薬
それぞれ名前を記入。それ以外の持参品については、相談員にご相談下さい。
- ⑥ 宗教活動 宗教活動・政治活動はご遠慮下さい。

9 緊急時の対応方法

職員はサービスの提供中に利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医又は協力病院に連絡等の処置を講ずるとともに、家族及び関係機関に連絡する等適切な対応をいたします。

協力病院等

名 称：湘南藤沢徳洲会病院	名 称：茅ヶ崎徳洲会病院
代 表 者：江原 宗平	代 表 者：立川 隆光
所 在 地：藤沢市辻堂神台1丁目5-1	所 在 地：茅ヶ崎市幸町14-1
連 絡 先：0466-35-1177	連 絡 先：0467-58-1311
名 称：松井歯科医院	名 称：笹田歯科医院
代 表 者：松井 新吾	代 表 者：笹田 吉行
所 在 地：茅ヶ崎市松浪2-3-41	所 在 地：茅ヶ崎市幸町6-1湘南医療ビル
連 絡 先：0467-82-7754	連 絡 先：0467-57-1020

10 非常災害対策

非常災害に関する具体的（火災・風水害・地震等）計画を作成し、防火管理者及び消防等

について責任者を定め、非常災害に備えるため年2回以上、定期的に避難、救出訓練を行います。

11 虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための検討する委員会を定期的を開催し、その結果を職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 虐待を防止するための研修の実施をします。

12 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号	0467-82-9911
	FAX番号	0467-82-9918
	相談員(責任者)	大八木 肇

公的機関においても、次の期間において苦情申出等が出来ます。

茅ヶ崎市 介護保険課	所在地	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
	電話番号	0467-81-7164
	FAX	0467-82-1435
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447

13 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 茅徳会
代表者名	塚本 玲三
所在地・電話	茅ヶ崎市西久保596番 0467-82-9911
業務の概要	特別養護老人ホームつるみね・特別養護老人ホームかつらはら つるみね デイサービスセンターつるみね つるみね介護センターの経営
事業所数	2

14 損害賠償について

当事業所において、事業者責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様です。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

15 衛生管理等について

施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品や医療機器の管理を適切に行うこととします。

施設は、感染症又は食中毒が発生し、そのまん延の防止をするために、必要な措置を講じます

- ① 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を月に1回開催するとともにその結果を職員に周知徹底を図ります。
- ② 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備いたします。
- ③ 施設において、職員に対し、感染症及びまん延の防止のために研修、訓練を定期的に行います。
- ④ 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿って対応します。

16 事故発生の防止及び発生時の対応

- ① 事故の発生した場合の対応、事故発生の防止のため指針を整備します。
- ② 事故発生のその分析を通じた改善策を職員に周知徹底し委員会及び職員に対する研修を定期的に行い、措置を実施するための担当者の設置を行います。
- ③ 事故発生時は、速やかに市町村、入居者の家族に行い必要な措置を講じます。
- ④ 事故に際してとった処置について記録を行います。
- ⑤ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとしします。

17 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害発生時は、業務継続計画に従って、必要な措置を講じます。従業者は計画を周知し、必要な研修の履修や訓練を行い、業務継続計画を定期的に見直すと共に、必要に応じて変更を行います。

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、書面を交付し重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 社会福祉法人 茅徳会
特別養護老人ホーム つるみね
説明者 _____ 印

サービス契約の締結に当たり、書面の交付と説明を受け、同意しました。

利用者
氏 名 _____ 印
上記代理人
(該当する場合) 氏 名 _____ 印

(続柄)